

宇城市避難行動要支援者避難支援計画



平成28年3月 策定

宇城市

宇城市避難行動要支援者避難支援計画

目次

第1部 災害対策基本法に基づき取り組む必要がある事項

第1章 避難行動要支援者避難支援計画の趣旨

第1節 目的	2
第2節 計画の位置づけ	2

第2章 避難行動要支援者名簿の作成等

第1節 計画の対象となる要配慮者	3
第2節 要配慮者の把握	3
第3節 避難行動要支援者名簿の作成	4
第4節 名簿の更新と提供及び利用	5

第3章 災害時における避難行動要支援者名簿の活用

第1節 避難のための情報伝達	6
第2節 避難行動要支援者の避難支援	6

第2部 さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項

第1章 個別計画の策定

第1節 個別計画策定の取り組み	9
-----------------	---

第2章 避難行動支援に係る共助力の向上

第1節 避難行動支援に係る地域づくり	10
第2節 要配慮及び関係者を対象とした研修等の実施	11
第3節 防災訓練	11

第3章 避難行動要支援者自身の備え

第1節 日頃の備え	12
-----------	----

資料	13
----	----

第1部 災害対策基本法に基づき取り組む必要がある事項

第1章 避難行動要支援者避難支援計画の趣旨

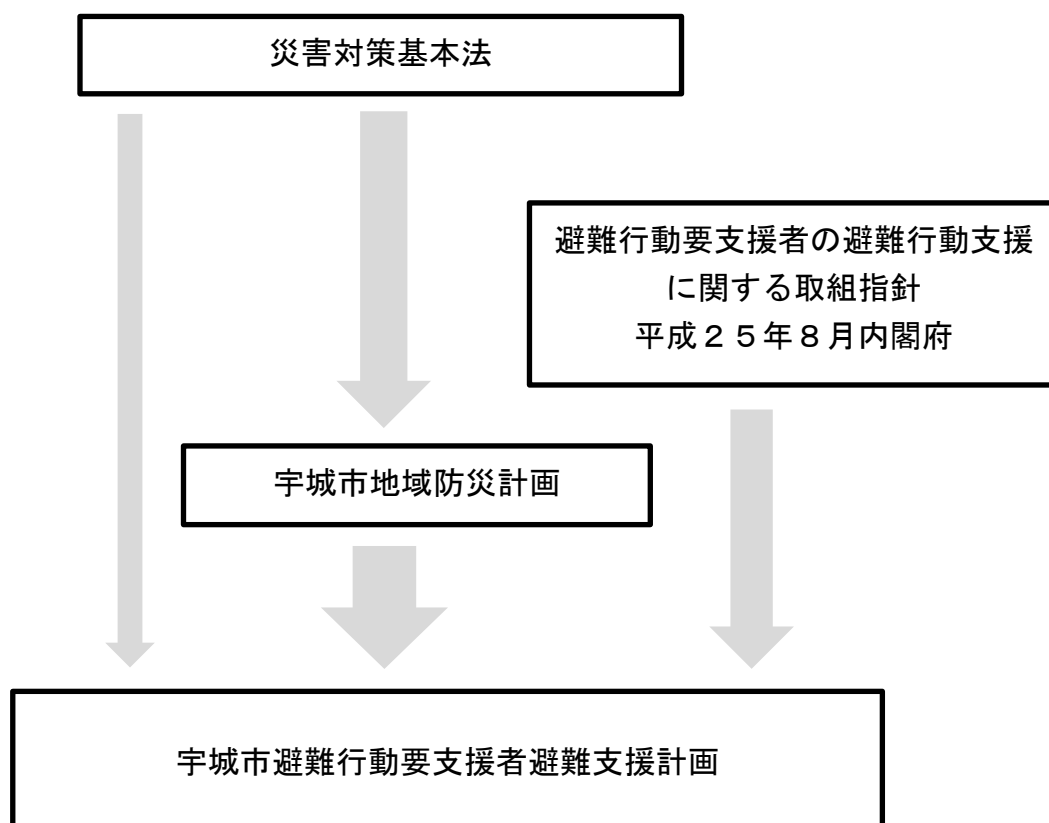
第1節 目的

この避難行動要支援者避難支援計画は、市域に係る地震、風水害その他の災害が発生した場合における避難行動要支援者の避難の支援に関し、個人情報保護に留意しつつ、平常時における準備行為及び災害発生時における措置について必要な事項を定め、避難行動要支援者の避難の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、改正災害対策基本法及び宇城市地域防災計画に基づき定めるものである。

とくに、内閣府の提示による「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針」に基づき本市での避難支援計画を定める。



第2章 避難行動要支援者名簿の作成等

第1節 計画の対象となる要配慮者

災害対策基本法に基づき、「要配慮者」を高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する者とする。

第2節 要配慮者の把握

(1) 市内部での情報の集約

避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約する。

(2) 都道府県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県知事その他の者に対して、情報提供を求めることができることとされており積極的に必要な情報の取得に努める。

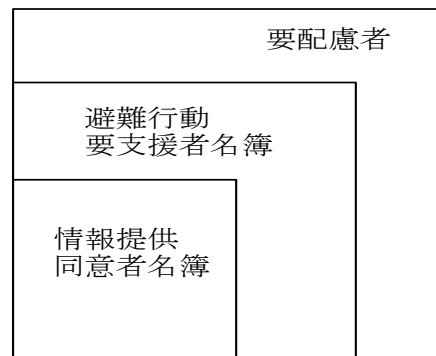
なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

第3節 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 要支援者の範囲

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者とし、以下のような人を対象とする。

- ①要介護認定（要支援1～要介護5）を受けている人
- ②身体障害者手帳1・2級の第1種を所持する身体障害者（心臓、腎臓機能障害のみの該当者を除く）
- ③療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者
- ⑤市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥上記以外で市長が支援の必要性を認めた者（※従来の「災害時要援護者名簿」登載者及び支援を希望する者等）



(2) 名簿の記載事項

災害対策基本法第49条の10第2項の規定により、避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 同意の促進

市は、避難行動要支援者名簿登載者に対して、制度の趣旨及び自主防災組織等の避難支援者への名簿情報提供についての同意書（様式 1）を送付し、同意の確認を行う。

第 4 節 名簿の更新と提供及び利用

市は、避難行動要支援者名簿を年 1 回更新し、避難行動要支援者名簿に掲載している者のうち、本人の同意を得たものについて避難支援等関係者に情報提供するものとする。

また、本人の同意を得た避難行動要支援者名簿は、災害が発生し、また発生するおそれがある場合のほか、防災訓練や平常時の見守りにも活用できるものとする。

提供先	宇城市社会福祉協議会	市全域分
	宇城警察署	
	宇城広域連合消防本部	
	民生委員児童委員	担当区域分
	行政区長	
	消防団	
	自主防災組織	
	その他避難行動要支援者と関わる者等	

第3章 災害時等における避難行動要支援者名簿の活用

第1節 避難のための情報伝達

(1) 避難準備情報等の発令・伝達

市は、災害時避難行動要支援者が避難行動を開始するための情報及び避難支援者が避難行動要支援者への避難支援を開始するための情報として、地域防災計画に基づき避難準備（要支援者避難）情報を発令・伝達する。

なお、大雨や台風等の事前情報が得られる場合は、予防的避難を行うよう呼びかけるものとする。

(2) 災害時要支援者の特性を踏まえた情報伝達の在り方

避難勧告等の情報伝達については、地域ぐるみの情報伝達体制の整備を基本としつつ、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

- ①放送事業者への情報提供等
- ②防災行政無線の活用
- ③緊急通報システムの活用
- ④電子メール等の活用
- ⑤消防団による広報

災害時における緊急情報は音声（サイレン・放送等）による情報伝達が中心となるため、聴覚障がい者への情報伝達には特に配慮するものとする。また、市及び福祉関係者等は、災害時要支援者の特性を踏まえつつ、災害時要支援者の日常生活を支援する機器等の防災情報伝達への活用を進めることとする。

また、今後、ソーシャルネットワークシステム（SNS）等の活用を進めるものとする。

第2節 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難支援等関係者等の対応原則（避難支援）

関係者は提供された名簿を基に、次のような避難支援等を行う。

①平常時

ア 日頃からの声掛けや安否確認といった見守り活動により、避難行動要支援者の生活の状況の把握と信頼関係の構築を図る。

- イ 各行政区や自主防災組織において、避難行動要支援者に係る情報を共有し、地域における避難支援体制の構築を図る。
- ウ 各行政区や自主防災組織において、避難行動要支援者に係る避難支援を含めた防災訓練・避難訓練を実施する。

②災害時

- ア 避難勧告等が発令された場合、避難情報の伝達、又は避難所等の安全な場所への避難誘導を実施する。
- イ 電話・訪問等による安否確認を実施する。

(2) 関係者の安全確保の措置

災害時における避難支援については、関係者本人又はその家族等の安全が確保されたうえで行われることを前提としており、災害の規模や状況等に応じ、可能な範囲での実施をお願いする。

とくに、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮するものとする。

(3) 平常時からの名簿提供に不同意であった者への避難支援

市は、災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、本人の同意の有無に関わらず、避難支援に必要な限度で、関係者等（関係者及び避難支援を依頼する団体等）に対して名簿を提供するものとする。

なお、市は、避難支援の終了後、関係者等に対して、名簿の返却又は破棄を求めるものとする。

(4) 避難行動要支援者の安否確認の実施

大規模な災害が発生した場合、家屋等に被害がなく、避難行動要支援者本人が無事であっても、同居していた家族が外出先で被災し帰宅できない、又は電気・水道の寸断等の理由により、自宅での生活を維持することが困難となる場合がある。

市は、大規模な災害が発生した場合、行政区長（自主防災組織）・民生委員及び関係者等に協力を要請し、避難所・自宅を巡回するといった方法により、地域に居住する避難行動要支援者の安否確認の実施をお願いする。

(5) 避難以降における避難行動要支援者への対応

発災時に助かった避難行動要支援者の命が、その後の避難生活において配慮が足りなかったために失われるといったことがないように留意する必要がある。そのため、地域の実情や特性を踏まえつつ、以下の事項を参考としながら、避難後の避難行動要支援者の支援を行う。

①避難行動要支援者の引継ぎ

避難行動要支援者及び名簿情報が、避難所において避難支援等関係者から避難所の責任者に引き継がれるようにする。

②避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

避難行動要支援者を避難所又は自宅から福祉避難所、社会福祉施設又は医療機関に移送する必要がある場合は、次の方法で移送を行うものとする。

なお、移送を行うにあたっては、災害及び周囲の状況等を確認し、安全を確保したうえで実施する。

ア 家族（親族を含む）又は地域支援者による移送が可能な場合、家族又は地域支援者により移送する。

イ 開設を依頼した福祉避難所による送迎が可能な場合は、福祉避難所に送迎を依頼する。（協定先の福祉避難所）・・・別紙「福祉避難所一覧」

ウ ア・イによる移送が場合できない場合は、その他の可能な手段により移送する。

③避難所における避難行動要支援者の支援体制

市の施設の福祉避難所（資料「福祉避難所一覧」）に避難行動要支援者が避難してきた場合で、福祉避難所開設の必要性がある時は、受け入れ態勢が整い次第、福祉避難所を開設するものとする。その場合、避難所内に福祉避難所として、専用スペースを設けて受け入れを行う。また、障がいの重度化や合併症の予防の観点から、医師、看護師、保健師等の協力を得て、健康状態の確認や相談に応じながら、その結果によっては協定先の福祉避難所や医療機関への移送を検討する。

④避難所での心のケア

避難行動要支援者のこころのケアをするために、必要により専門の職員を派遣する。情報提供にあたっては、避難行動要支援者一人ひとりの心身の状態に配慮し、紙媒体や音声・文字・手話等様々な方法を用いて実施する。また、必要に応じて、ボランティアの支援を求めるものとする。

第2部 さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項

第1章 個別計画の策定

第1節 個別計画策定の取り組み

個別計画（様式2）は、避難行動要支援者本人と避難支援等関係者など実際に避難支援に携わる関係者が中心となって、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら策定する。

要支援者と支援者とをマッチングさせるコーディネータは、行政区長、民生委員、隣保班長等の地域住民によるものとする。

作成した個別計画については、市への情報提供をお願いする。

市は、個別計画の作成を促し支援する。

（1）個別計画の内容

個別計画は、次の具体的な支援方法について決定する。

① 支援者

発災時に避難支援及び情報伝達を行なう者

② 理由・注意点

避難支援を行なうにあたっての留意点

③ 避難場所・経路・方法

避難支援の方法や避難場所、避難経路、福祉避難所の事前指定、訓練の方法や頻度

（2）個別計画の更新と情報の共有

市は、行政区長及び民生委員等の関係者に対して、個別計画の内容の変更、又は地域支援者の変更等があった場合は、避難行動要支援者個別計画変更届（様式3）により、市への情報提供をお願いする。

なお、市は、本人、行政区長及び民生委員等の関係者から個別計画の内容の変更等に係る情報提供があった場合は、個別計画を更新し、市及び関係者間で情報共有を図るものとする。

第2章 避難行動支援に係る共助力の向上

第1節 避難行動支援に係る地域づくり

(1) 行政区での取り組み

市は、関係者及び各行政区（自主防災組織）に対して、地域に居住する避難行動要支援者に係る情報共有を図り、地域全体で円滑な避難支援を実施することを目的として、年1回程度、地域の関係者による会議等の開催をお願いする。

また、市及び各行政区（自主防災組織）は、地域住民による見守り活動の他に、避難行動要支援者に対して、防災訓練・避難訓練のみならず、地域の様々な行事への参加を促すことで、地域社会で孤立することを防ぎ、地域に溶け込んでいくことができる環境作りに努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者避難対策会議

各関係団体間における共通認識の醸成と情報の共有化を図り、計画の更新にもあたる避難行動要支援者避難対策会議（避難行動要支援者避難支援計画策定協議会）を設置する。

①会議の構成

避難行動要支援者避難対策会議は、以下の関係団体で構成する。

- ・老人クラブ連合会
- ・知的障害者家族会
- ・行政区長会
- ・社会福祉協議会
- ・医師会
- ・消防署
- ・宇城市総務部
- ・身体障害者協議会
- ・精神障害者家族会
- ・民生委員・児童委員連絡協議会
- ・介護老人福祉施設
- ・警察署
- ・消防団

②会議の業務

避難行動要支援者避難対策会議では、以下の業務を行うものとする。

- 1 各機関・団体の業務内容の整理
- 2 避難支援計画（個別計画）作成への協力
- 3 災害時の情報伝達体制の整備

第2節 要配慮者及び関係者を対象とした研修等の実施

災害時において、関係者による円滑かつ迅速な避難支援等を実施するためには、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくことが必要である。

市は、当該制度や避難支援の方法等について、周知・啓発を図るため、関係者及び関係団体と協力し、次のような研修会や説明会（以下「研修等」という。）を実施するものとする。

（1）要配慮者への研修等

市は、高齢者や障がい者等の要配慮者が、避難について考え、災害時に自らの身を守るための主体的な行動をとることができるよう、老人クラブ、障がい者団体、いきいきサロン等の関係団体と協力し、研修等を実施するものとする。

（2）避難支援等関係者の研修等

市は、災害時における円滑な避難支援が実施できるよう、関係者及び関係団体と協力し、地域における会合や防災訓練等において研修等を実施するものとする。

第3節 防災訓練

災害時において、関係者による円滑かつ迅速な避難支援等の実施のため、防災訓練において、避難支援の訓練等を積極的に取り組むものとする。

第3章 避難行動要支援者自身の備え

第1節 日頃の備え

(1) 避難行動要支援者避難支援への理解

避難行動要支援者に該当する者は、避難行動要支援者避難支援に関する制度の趣旨を理解の上、避難支援に関する取り組みを自主的に行うよう努めるものとする。

(2) 隣近所や各種団体との連携

避難行動の円滑な実施に資するため、災害発生時の避難支援者とのコミュニケーションを平常時より十分に図っておくよう努めるものとする。

さらに、最寄りの民生委員・児童委員、消防団や自主防災組織のリーダーが誰であるかを把握し、連絡方法を準備するものとする。地域の各種団体とは日頃から積極的に交流し、災害発生時の協力が得られやすい環境づくりに努めるものとする。

(3) 避難経路の確認

平常時から、災害時の情報の入手方法、避難経路、福祉避難所等の場所をチェックするよう努めるものとする。

また、避難支援者とともに実際に避難経路を確認したり、防災訓練に参加することを通じて、注意すべき場所や目印となるものを確認し、障害物等改善が必要なものがあれば、市や施設管理者などに連絡するよう努めるものとする。

季節や時間帯毎の災害発生を想定したチェックを行い、問題点を抽出して対策を立てるよう努めるものとする。

(4) 非常用持ち出し品などの準備

災害発生直後は、平常ルートによる供給や外部からの支援が困難となるため、日頃から、避難する際に備え非常用持ち出し品として最低3日分程度の食糧や飲料水のほか、必要な介護用品、粉ミルク、医薬品、食物アレルギー用食品などをリュック等に用意しておき、いつでも持ち出せる準備をしておくよう努めるものとする。

(5) 予防的避難

大雨や台風等で予防的避難を行う場合は、避難することや避難先等を自主防災組織や近隣住民に必ず伝達する。

資料

(様式 1)

避難行動要支援者名簿提供の同意書

フリガナ			
氏名			
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	性別	男 ・ 女
住所	宇城市		
避難支援等を 必要とする事由	<input type="checkbox"/> 要介護認定を受けている (区分:) <input type="checkbox"/> 障害者手帳所持 (手帳名: 等級:) <input type="checkbox"/> 難病患者 <input type="checkbox"/> その他 ()		
電話番号			
携帯電話番号			
緊急連絡先	(氏名: 続柄:)		
世帯区分	<input type="checkbox"/> 一人暮らし <input type="checkbox"/> 2人以上の世帯		

避難行動要支援者は、避難支援関係者（消防機関・警察機関・民生委員児童委員・社会福祉協議会・自主防災組織・行政区長会・その他避難行動支援関係者）への情報提供に同意することにより、避難支援者（地域等）から災害発生時における避難時の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難時の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護をうけるために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、障害種別等の内容、連絡先等）、障害名や病名等及び個別計画を、宇城市防災計画に定める避難支援等関係者に提供することに、

同意します

同意しません ※必ずどちらかにチェックをつけてください

※施設等に入所されている場合は、施設名をご記入ください。

(施設名:)

令和 年 月 日

氏名

印

代理人

印 (続柄)

※本人が自署できない場合、または未成年の場合は代理人の方の署名をお願いします。

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

(様式2)

避難行動要支援者名簿登録申請書兼個別計画

										No.	
フリガナ氏名						性別		生年月日	明・大昭・平	血液型	
住所								行政区分			
電話		携帯 E-MAIL						対象区分			
民生児童委員		避難場所						避難時優先度			
障害手帳				要介護度				緊急通報			
世帯構成	①	続柄						備考			
	②	続柄						備考			
	③	続柄						備考			
拡張項目		<input type="checkbox"/> 障がい者		<input type="checkbox"/> 寝たきり		<input type="checkbox"/> 認知症					
		<input type="checkbox"/> 日中一人暮らし									

緊急時の連絡先	①	氏名	生年月日	明・大昭・平	続柄		電話	
		住所				携帯		
	②	氏名	生年月日	明・大昭・平	続柄		電話	
		住所				携帯		
避難支援者及び協力員等	①	氏名	生年月日	明・大昭・平		電話		
		住所				携帯		
	②	氏名	生年月日	明・大昭・平		電話		
		住所				携帯		
	③	氏名	生年月日	明・大昭・平		電話		
		住所				携帯		
居宅介護支援事業所	事業所名					電話		
	住所					ケアマネ		
かかりつけ医療機関						電話		
治療中疾患								

特記事項(支援内容等)

宇城市長 様

私は、避難行動要支援者支援制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することに希望します。また私が届けた上記個人情報を宇城市防災計画に定める避難支援関係者に提供することに同意します。

氏名

㊞

(様式 3)

避難行動要支援者個別計画変更届

令和 年 月 日

宇城市長 様

届出者（要支援者）住所

氏名 ㊟

代理人（代理記載の場合のみ記入してください）

氏名 ㊟（続柄）

次のとおり異動がありましたので届け出ます。下記の個人情報を宇城市防災計画に定める避難支援関係者に提供することに同意します。

変更があった事項 (☑: チェック)		変更の内容
<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 行政区分	(変更前の記載事項)
<input type="checkbox"/> 電話・FAX	<input type="checkbox"/> 携帯・E-Mail	
<input type="checkbox"/> 対象区分	<input type="checkbox"/> 民生児童委員	
<input type="checkbox"/> 避難場所	<input type="checkbox"/> 避難時優先度	
<input type="checkbox"/> 障害手帳	<input type="checkbox"/> 要介護度	
<input type="checkbox"/> 緊急通報	<input type="checkbox"/> 世帯構成	
<input type="checkbox"/> 拡張項目	<input type="checkbox"/> 緊急時の連絡先	(変更後の記載事項)
<input type="checkbox"/> 支援者・協力員等	<input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所	
<input type="checkbox"/> サロン	<input type="checkbox"/> かかりつけ医療機関	
<input type="checkbox"/> 治療中疾患	<input type="checkbox"/> 使用薬、用量、服用上の注意	
<input type="checkbox"/> 避難時に必要とする支援の内容	<input type="checkbox"/> 特記事項	

福祉避難所一覧

* 協定先の福祉避難所

法人(施設)名	施設所在地 電話番号	主な施設の種類の
社会福祉法人黎明福祉会 豊洋園	三角町里浦 2855 番地 5 0964-54-1100	・特別養護老人ホーム ・短期入所生活介護事業所
社会福祉法人宇医会 蕉夢苑	不知火町長崎 740 番地 0964-32-5551	・特別養護老人ホーム ・短期入所生活介護事業所
社会福祉法人水光会 しらぬい荘	松橋町竹崎 1142 番地 1 0964-32-0709	・特別養護老人ホーム ・短期入所生活介護事業所
社会福祉法人日岳会 ひだけ荘	小川町南海東 2030 番地 0964-34-6300	・特別養護老人ホーム ・短期入所生活介護事業所
社会福祉法人豊生会 水晶苑	豊野町糸石 2513 番地 0964-45-3755	・特別養護老人ホーム ・短期入所生活介護事業所
社会福祉法人熊本厚生会 青海苑	三角町郡浦 739 番地 8 0964-54-1311	・介護老人保健施設 ・短期入所療養介護事業所
社会福祉法人創友会 介護老人保健施設松幸	松橋町西下郷 544 番地 0964-32-5516	・介護老人保健施設 ・短期入所療養介護事業所
社会福祉法人熊本県社会福祉事業団 熊本県くすのき園	松橋町豊福 2832 番地 0964-33-7788	・指定障害者支援施設 (身体・知的・精神)
社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会 熊本こすもす園	松橋町豊福 1786 番地 0964-33-4551	・短期入所施設 (知的・障がい児)
社会福祉法人清香会 清香園	松橋町竹崎 1115 番地の1 0964-32-0444	・短期入所施設 (知的・障がい児)

* 市の福祉避難所

施設名	施設所在地	主な施設の種類
三角防災拠点センター	三角町波多 619 0964-53-1322	防災拠点施設
不知火防災拠点センター	不知火町高良 2273-1 0964-32-0277	防災拠点施設
宇城市保健福祉センター 松橋西防災拠点センター 松橋東防災拠点センター	松橋町松橋 396-1 0964-32-7100 松橋町松橋 564-2 0964-33-4141 松橋町豊福 1786 0694-34-3900	防災拠点施設
小川防災拠点センター	小川町江頭 100	防災拠点施設
豊野防災拠点センター	豊野町糸石 3140-3 0964-45-3700	防災拠点施設

宇城市避難行動要支援者避難支援計画策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 宇城市避難行動要支援者避難支援計画の策定に当たり意見を聴くため、宇城市避難行動要支援者避難支援計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見を交換する。

- (1) 避難行動要支援者の避難に係る災害予防対策
- (2) 避難行動要支援者の避難に係る個別計画
- (3) 避難行動要支援者の避難に係る災害応急対策
- (4) 避難行動要支援者に係る避難所運営の在り方
- (5) 避難行動要支援者自身の備え

(構成)

第3条 協議会は、別表第1に定める職にある者をもって組織し、市長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを選任する。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職を代理する。

(会議)

第6条 協議会の招集は、会長が必要に応じて行う。

- 2 会長が必要と認めるときは、協議会に協議事項に係る関係者の出席を求めることができる。

(検討委員会)

第7条 具体的検討を行うために、協議会の下部組織として別表第2に定める職にある者による検討委員会を置く。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成28年1月21日から施行する。

別表第1（第3条関係）

機関名	職
市老人クラブ連合会	代表者
市身体障害者協議会	代表者
市手をつなぐ育成会	代表者
市精神障害者家族会	代表者
市行政区長会	代表者
市民生委員児童委員連絡協議会	代表者
市社会福祉協議会	事務局長
介護老人福祉施設	代表者
医師会	代表者
宇城警察署	代表者
宇城広域連合消防本部	代表者
市消防団	代表者
市総務部	防災消防課長

別表第2（第7条関係）

部等	課名	職
総務部	危機管理課	防災消防係長
健康福祉部	健康づくり推進課	課長
	高齢介護課	課長
		高齢者支援係長
	社会福祉課	課長
		障害福祉係長
地域福祉係長		
三角支所	総合窓口課	健康福祉係長
不知火支所	総合窓口課	窓口係長
小川支所	総合窓口課	健康福祉係長
豊野支所	総合窓口課	健康福祉係長
宇城市社会福祉協議会	地域福祉課	課長